

授業における生徒の災害と災害保障

—「授業行為は公権力の行使である」という判決をめぐって—



佐々木

享

—

一九六〇年九月十一日、広島県双三郡布野村立中学校横谷分校において、一年生の技術科の授業中、有田博文君は、指導教諭の指示にしたがって、刃を上向きに定置した電気かんなで作業していたところ、左手をかんなの刃に巻き込まれた。ただちに病院にかつぎこまれたが、結局、親指をのぞく左手の指四本をほぼつけ根から切断しなければならなかつた。

父親の有田繁氏は村当局のこの災害に対する誠意のない態度を怒り、また、子どもたちが二度とこのような不幸な災害を受けないようにならなければならないとして、六四年七月に、学校設置者である村を相手どつて損害賠償請求の訴訟をおこした。

(この災害事故発生の事情、訴訟をおこすに至った経過、裁判進行上の有田氏と被告村の争点、などについては原正敏・佐々木享『技術教育と災害問題』(国土社刊)にくわしいので、ここでは事件の経過については省略する。)

右の訴訟に対し、広島地方裁判所三次支部は六七年八月三十日、被告村は原告に対し五二万六千七四円を払え、という判決を下した。原告の請求(二七七万三千三三三円)よりも金額が少くなつたことのほかは、原告有田氏の主張はほぼ全面的に勝訴したのである。判決理由の要旨はつきのとおりである。

金額の内訳は、慰しゃ料三十八万円および賠償費二十九万九千七七四円であるが、この額からすでに支払っていた学校安全会からの見舞金(五万五〇〇円)などを差引いたものである。

判決は、教師の授業行為は国家賠償法第一にいう公権力の行

使に該当するとのべ、この指導教諭は村立中学校教員であるから

市町立学校職員給与負担法第一条・地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第四三号により村教委の監督をうけており、教師が原告に肉体的傷害を起させたのは違法行為であるから、村教委を設置した被告は当然に賠償責任を有するとのべている。

判決はまた、電気かんなを正常に使用すれば危険はないはずであるから、この災害は国家賠償法第二条（營造物の瑕疵による損害賠償）には該当しないが、教師は危険防止の方法を充分にとつていなかつたから国家賠償法第二条にいう過失があつたと認められるとのべている。

判決はまた慰しゃ料の算定方法については、原告は労働者災害補償保険法の適用を求めたが生徒は労働者ではないからという理由でこれを排し、高校卒労働者の平均賃金と平均労働年齢とから勘案して計算したとのべている。

私は、授業中に起つた災害による廢疾と死亡に対し、公教育では全く何らの補償も行われない——父兄は不運とあきらめて泣き寝入りする——という事実を遺憾におもつていたので、訴訟といふ手段にうつたえた有田氏の正義感と勇気を支持してきた。だから、今回の判決は喜んでよいはずではあるが、この判決だけでは解決できない多くの問題が残つているし、とくに、授業行為は公権力の行使であるとし、授業における教官の生徒に対する命令的指示は特別権力の行使であるとしている点などは問題としないわ

けにはいかない。

二

この判決が出たことによつて、一番気がかりなことは、事故が起つたときの指導教官に対し、何らかの不利益処分がおこなわれはしないかということである。それは、判決が原告を勝訴とした理由のなかで、指導教官の指導に過失があつたことを指摘しているからである。

あとでくわしくのべるよう、現在のところは児童・生徒に対する学業災害補償制度が確立していないから、死亡もしくは廢疾に至るような重大な災害が起つたときでも、学校設置者（公立学校のばあいは市町村）が自発的に賠償に応じないばあいには、訴訟する以外に方法がない。

損害賠償請求の訴訟は、国・公立学校のばあいは国家賠償法第一条、第二条で、私立学校のばあいは民法四十四条、七〇九、七一七条で争われることになる。（注）（訴訟の相手は、いまでもなく学校設置者であつて、教師ではない。賠償請求の相手が教師であるかのような誤解が多く、これが泣き寝入りする原因の一つになつてゐるので一言しておく。）

今回の訴訟のように、国家賠償で争われるばあいには、公権力を行使する公務員に過失があつたこと（国家賠償法第一条）あるいは公の營造物の設置または管理に瑕疵があつたこと（同、第二条）を立証しなくてはならない。私などには、技術科で、通常危

険とみなされているような木工機械（手押かんな盤・丸のこ盤）を生徒に使用させること自体が管理の瑕疵に相当するとおもわれる。しかし、今回の判決では、動産である電気かんなを營造物とみなす点では原告の主張を容れたが、使用させたこと自体および正規の使用法によらなかつことをもつて管理の瑕疵とはいえないとしている。従来、学校災害の賠償請求訴訟における判例は、有名な「ろくぼく事件」や「飛込台から飛び込んで死傷した事件」などにみられるように国家賠償法二条またはこれに相当する民法七一七条が適用されている。この点からみると、私は法律の専門家ではないから多くの判例を知っているわけではないのだが、今回の判決は、学校災害に国家賠償法第一条を適用した珍しい例なのではないだろうか。

中学校の技術科や工業高校の実習などでは、今回の訴訟の原因になつた程度の事故が年々數十件はある。これの損害賠償請求を國家賠償法第一条で争わなければならぬとする、少くとも一つの問題が生ずる。一つは、教師の授業行為が国家賠償法にいう「公権力の行使」に相当することを主張しなければならないという問題である。この点についてはあとで検討する。もう一つの問題は、教師の指導に「過失」があつたことを主張し立証しなければならないことである。現に、今回訴訟を起した父兄はそう主張せざるを得なかつた。

もっとも、私が一人の公法学者にたずねたところによると、この国家賠償法第一条にいう「過失」にたいしては、よほど重大な

過失でないかぎり、第一条第二項にいう求償権が行使されることはないのがふつうだとのことである。私が心配するのはこの点であつて、今日の地教委が、教師にたいして求償権を行使せずまた何らの不利益処分もおこなわないという良識があるかどうかということである。残念ながら、私たちの知る限り、不幸にして事故を起させた教師は多くのばあい不利益な配転を強要されているから、決して安心はできないのである。一般に、教師が故意に事故を起させることなどあり得ないから、教組などが当の教師の身分を守り、不利益処分に反対することは当然のことなのである。

それにしても、災害を被つた生徒（の父兄）が正当な損害賠償を要求するためには教師の過失を主張し立証しなければならないとをいうはめに追い込まれるのは、国家賠償法の二条でなく一条が適用されるからであり、もつと根本的には、学業災害にたいする補償制度が確立していないからである。

右のことは、労働災害や公務上の災害のばあいと对比してみれば明らかである。労働者・公務員のばあいには、正当なしごとの遂行中に災害が起つたときには、訴訟という手段をとらなくても、届け出ることによってほぼ自動的に災害補償がなされる。よほど重大な事故でもない限り、管理者や上司の「過失」が問題となることはない。（もちろん、労働災害のばあいには問題がないといつのではない。ここでは、労働災害・公務災害のばあいには少くとも補償が制度化されている、という点を強調しているに過ぎない。）

学業災害は決して少くはないのだから、訴訟にしなくてもすむような災害補償制度を確立することこそが必要なのである。そうすれば、教師の過失の立証というような、人間である以上完璧には避け難いような過ちを追求せざともすむはずなのである。

(注) 少しくはんさになるが、関係条文を摘記しておく。

国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

②前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第二条 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

②前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体に、これに対しては求償権を有する。

民 法

第四十四条 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第七百九条 故意又は過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者

ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第七百十七条 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス

③前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スヘキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ対シテ求償権ヲ行使スルコトヲ得
(なお民法第七百十一条参照)

三

学業災害に対する損害賠償に国家賠償法第一条が適用されたことは、もう一つの重要な問題がふくまれている。今回の判決で、その理由のなかでつぎのようにべられていますがそれであります。

——技術科の授業行為は国家賠償法第一条にいう公権力の行使に該当するか否かを検討するに、元来、公権力の概念は、营造物利用上の特別権力をも当然含むものであるところ、同条の解釈に限り公権力の概念から特別権力を除外すべき合理的な根拠はない。そして生徒の公立学校利用関係は特別権力関係と解するものが相当であり、授業における教官の生徒に対する命令的指示は右特別権力の行使の一態様と認めるべきである。したがつ

て前記××教育の授業中における前記指示は、国家賠償法一条にいう公権力の行使に該当するものといわなければならない。

このような判示がなされた理由の一つは、原告が「公立学校の生徒の在学関係は特別権力関係であり、被告（村）は××教育官に対する監督権を有するから、被告（村）はこの点において国家賠償法第一条による損害賠償の責を免かれないと主張したことにある。（被告村はこの点に関して、授業行為は「公権力の行使」ではないと反論したが容れられなかつたわけである。）

右の点にかんする私の結論をさきにいえば、国家賠償法第一条で争うかぎりは、原告が授業行為は国家賠償法第一条にいう「公権力の行使」であることを主張しなければならないのは当然であるが、だからといって原告が授業行為は特別関係であると主張する必要はなかつたようにおもう。

一九世紀ドイツの絶対主義官僚制のもとに生れた「特別権力関係の理論」は、「公法上の目的に必要な限度において、包摃的に一方が他方を支配し、他方がこれに服従すべきことを内容とする」もので、「特別権力関係では法治主義の原則が妥当しない」と一般にいわれているところから、今日の文部省・教委が国公立学校の教師と生徒に対して乱用していることは周知のところである。^[1]教育活動にこのような「特別関係理論」が成立しないことは、宗像誠也・永井憲^[2]らの教育学者・法学者が強く主張するところである。

私は、国公立学校の生徒の在学関係は「特別権力関係ではな

い」と主張するものであるが、この主張と国家賠償法第一条にいいう「公権力の行使」との関係が一つの重要な問題になる。

友人の公法学者の意見によれば、もともと国家賠償法第一条は、民法第七百九条を補充する意味で制定されたものであるから、同条にいう「公権力の行使」は一般的の「公権力の行使」よりもはば広く解釈してよいのではないかということであった。しかし他方で私は、同じく学業災害の賠償請求訴訟において、「学校教育の本質は、学校という營造物によってなされる国民の教化、育成であつて、それは國又は地方公共団体によって施行される場合でも、國民ないし住民を支配する権力の行使を本質とするものではない」から、教師のしごとは「公権力の行使に當るものではない」という東京高裁の判例（昭和二十九年九月十五日）があることに注目しないわけにはいかない。

たしかに、教師のしごとは「公権力の行使」であると主張することは當を得ていない。この東京高裁判決のような理論によれば、技術科や理科の災害などでも營造物の設置または管理に瑕疵があつたことを主張しなければならなくなる（前記東京高裁判決は、教師の指導の不徹底と飛込台の取扱いの不注意を「管理の上において瑕疵があつた」とみなして国家賠償法第二条および民法第七百十一条を適用している）。このような理論を適用するとすれば、今回の広島地裁三次支部の判決は、国家賠償法第一条ではなく第二条を適用すべきものであつたということになる。^[3]それとも、原告はじめから民法で争うべきであつたのだろうか。

(今回の事件のはあいは国家賠償法第二条を適用すべきであったとおもわれるが、すべての学業災害にこの条項が適用されるとはいえないだろう。体育の時間の柔道や徒競走中の事故のはあいに「營造物の設置または管理」の瑕疵を指摘することは困難であるから。)

私がここで述べているのは、賠償請求訴訟の手立てを検討することを目的としているわけではない。現行の実定法のもとでは、右に述べたような（専門家からみればおそらくはいつそう複雑な）理論と手続を経なければ、学業災害は補償されないと状況にあることをいいたいのである。ここでの私の結論は、学業災害補償法とでもいべき法律が必要とされており、（あとでくわしくのべるよう）学業災害補償を社会補償制度の一環として制度化する必要がある、ということである。

四

今回の判決でもう一つ気にかかることは、この事故がただ教師の不注意のために起つたように描き出されていて、このような災害が起る条件をつくり出している教育行政については少しもふれていないこと、である。

今回の事件は、電気かんなの使用中に起つてるので、まず第一に、なぜこの中学校に「電気かんな」が使用されるようになつたのかを調べてみよう。

技術科の災害は中学校の廢疾災害の過半を占めている。^[5]この

ような事態をひきおこした直接の原因は、一九五八年に教育課程を改訂して中学校に技術科を新設した際に、文部省が具体的な災害防止策を全く考えなかつたこと、ことに今日技術科で最も多く使用されている機械である丸のこ盤、手押かんな盤などが労働界では「危険な機械」とされていることに全く配慮しなかつたことにある。電気かんなもその一つである。

技術科は、従前の職業科と図画工作科のうちの「工作」の部分とをあわせたものだといわれたが、「工的內容」一色であるところからといって全く新しい教科といってよいものであった。ここで教科の移行の経過をくわしく説明するのは省略するが、発足当時技術科を担当した教師のうち、「工業」を専攻していた者は全国平均でほぼ一割に過ぎなかつたこと、この僅かの教師たちのなりのものはその後新設された工業高校に「吸い上げ」られたことを指摘しておかなくてはならない。

もちろん当局者はこの事態を熟知していたはずであるが、文部省は、技術科担当教員にわずか二週間にみたない期間で製図・木工・金工・機械・電気のそれぞれに関する実技講習を行つたにすぎなかつた。問題となつている木工分野についてはせいぜいのところ三日間があてられたに過ぎない。

（文部省は、五八年に教育課程を改訂して「技術科」を設けたのち、六一年になつて教職員免許法と同施行規則を改正して「技術科」の免許状を新設した。そして、「図画工作」または「職業」の免許状をもつていた者に対し、前記の実技講習を受講すること

とを条件に、「技術科」の二級免許状を交付した。免許状の切下、
がおこなわれたのである。⁽⁷⁾

三日間の実技講習で、はじめてみた木工機械について精通する
はずがない。念のためつけ加えれば、労働基準法第四十九条、労
働安全衛生規則第四十六条により、六ヶ月以上の経験をもたない
者に径二十五センチメートル以上の丸のこ盤を使用させることは
禁止されている。技術科の木工機械は、おとなニ教師にとってさ
え危険なものなのである。文部省は、技術科教育への転換教育に
あたって、労働基準法の規程を全く無視したのである。⁽⁸⁾

技術科教師に与えられた、右に指摘したような無法なハンドディ
キャンプに、もともと危険な機械を生徒に使用させること、実習
授業時における生徒数が異常に多い等々の悪条件が重って技術科
の廃棄災害が激増したのである。今回の事件はその氷山の一角に
すぎなかった。しかも今回事件でいわば被告側に立たされた教
師は法科部出身であり、社会科の免許状をもつてはいるが、技術
科の免許状をもつてはいなかつたのである。この教師は、免許外
であるにもかかわらず、前記の実技講習を受けさせられたうえ、
技術科を担当させられていたのである。技術科の教師たちが、
小・中学校全体を通じてまれに見る劣悪な条件にいやがして、他
教科の免許状を持つ者は機会あることに「脱技術科」していく傾
向にあることは関係者にはよく知られていることである。このこ
とを考え合わせれば、今回の事件をひき起した教師は、公平にみ
て明らかに文部省の施策の被害者の立場にあったのである。

さらに、判決がその理由のなかで、電気かんなを、一般には危
険であるとされる例外的使用法である定置使用させたことは「使
用上の過失」であるとのべている点にも言及しておかなくてはな
らない。

もともと、携帯用の電気かんなを技術科の教具とすることには
賛成したい。大工の行うような通常の使用法では、中学生には
体力的にみて使用困難であり、刃を上に向けた定置使用では今回
の判決にも指摘されているごく危険なことは自明だからであ
る。

文部省は、このような機械を扱う者にとっては自明なことを一
重に無視したのである。第一に、電気かんなの使用を容認したこと
である。もともと、木工用かんな盤のうち、中学生に使用させ
ても危険が少いとみられるのは自動かんな盤だけである。文部省
はこのことを無視して補助金支出の基準となる最初の「中学校技
術・家庭科設備充実参考例」（六〇年三月一九日付初中局長通
達）で、手押かんな盤または自動かんな盤を購入すべきことを指
示した（学習指導要領ではたんに「かんな盤」と記されているの
みで機種は指定されていない）。このばかり、中学校には価格の
安い手押かんな盤が導入され、これが災害頻発の一つの原因をつ
くり出した。この第一次の通達では、学級規模の大小にかかわら
ず「かんな盤」（手押かんな盤または自動かんな盤）一台が基準
とされた（脚注には、「かんな盤の代りに電気かんな（電動工
具）を当てることもできる。」とある）

六三年七月一五日、文部省はさきの通達を若干修正した「中学校技術・家庭科設備充実改訂参考例」を通達した。この「改訂参考例」においては、三ないし五年級の学校にあっては電気かんな二台を基準とする（手押かんな盤・自動かんな盤はゼロ）とされた。六年級以上の学校では「電気かんな」はゼロとされているから、あきらかに、小規模学校は安上りにせよという政策がとられたのである。今回の事件が起きた学校は山村の小規模学校であつたから右の方針に沿つて「電気かんな」を購入したわけである。（技術科の備品は、設備充実参考例に記載されたもの以上には公費では購入できない。）

第二に、いつそうひどいことに、文部省は、通常は危険な使用法とされている「電気かんな」の上向き（定置）使用を公然と容認したのである。この使用法は、文部省著作の『中学校技術・家庭科運営の手引き』（五〇ページ）に記載されているだけでなく、前記の実技講習会でも懲戒された。この使用法は、手押かんな盤または自動かんな盤の代用品として使わせるという発想から出てくる当然の帰結である。裁判の過程で、教委関係者もこのことを証言している。専門家であれば当然に気づかれたであろうこのような誤った使用法が、白昼公然と文部省のおすみつきのもとに経験のない教師に伝授されたのであるから、教師がこの使用法によって生徒に作業をさせたのは当然であった。今回の判決は、ほんらい、二度と同じ事故が起らないようにするために、このような問題を明るみに出す必要があつたのではないだろうか。

以上の経過から、われわれは、今回の事件で裁かれるべきものはほんとうは文部省であり、過失をおかしたのは文部省であったといわなければならない。くり返しになるが、当該の教師は明らかにその被害者だったのである。

五

一般に学校で授業中に児童・生徒が事故によつてけがをするなどの災害を被ることはよくあることである。⁽¹⁹⁾もちろん学校教育では、たてまえとしては災害を防ぐために細心の注意が払われる。しかし、指導する教師も人間であるからけつして万能だということはありません。教師がじゅうぶんに注意していても、作業の危険性を理解していない多くの児童・生徒のうちにには、無意識のうちに事故を起すことがあるし、数多い授業行為における不測の事故は避け難い。まして、教育行政が不備のために必要な施設設備が整備されず、授業時の生徒数がむやみに多いということになれば、（中学校の技術科がそうなのだが）事故の発生を防ぐことはむつかしくなる。

現在、わが国には、授業中に起つた災害で被害を受けた児童・生徒は、何らの補償を受けない。⁽²⁰⁾災害を被つた者は、たいていのばあい、泣き寝入りさせられるのがふつうであった。近代的な学校教育がはじめられてから百年近くになるというのに、こういう子どもの人権の侵害ともいえるような問題が放置されたままになつてゐるのである。⁽²¹⁾今回の事件＝判決は、あらためてこの児童・

生徒の災害補償の問題をあかるみに引き出したようにおもう。

児童・生徒の災害補償問題は、今まで、全く手つかずにして放置されてきたわけではない。多くの災害事件がそうであるように、死亡とか重大な廃疾（かたわ）になるような事故が起つたばかりだけ、しばらくのあいだ関係者の頭をいためるが、いつも、やがては忘れ去られてしまうのである。この点で、のちに紹介するようにな、問題の重要性を忘れずに災害補償制度の確立をめざす運動を続いている大宮市議会には敬服するものである。また、結婚がどのようになったのか承知していないが、「高校全員入学制」がとられていて時代に、高知県の高校生みずからが高校生徒会連合の議題の一つに、生徒に対する災害補償の問題をとりあげたことがあることは折り挿しておかなくてはならない。¹²⁾

教員組合も、児童・生徒への災害補償に全く無関心ではなかつた。すなわち、一九五一年四月に兵庫県域崎でひらかれた日教組第八回定期大会は、「児童災害補償法」の制定を要求することを万場一致で可決したのである。（そののち、この要求がどのようにたちに発展させられたのか、知りたいところである。）

台風災害に対する救援活動などとはちがって、授業中の生徒の災害が起つたばあいには、教師はしばしば窮地に立たされる。教師の道徳的責任はまぬかれないのであっても、賠償する責任は学校設置者にある。しかし、現状では災害補償制度がなく、また学校設置者はすすんで賠償の責をはたさうとはしない。したがつて実際には、教委などの教師に対する理不尽な責任追求・不利益処分な

どから教師を守る活動（このこと 자체は重要なことである）におわれがちである。このような立場にある教師の組織としての教員組合が、子どもの利益を守るために学業災害補償制度を要求してきたことはとくべつに重要な意義をもつてゐる。

児童生徒の災害補償問題には、各県教組の段階でもとりくまれた事が知られている。たとえば長野県教組は、前記日教組大会の決議以来、「児童生徒災害補償法の獲得」を運動目標のなかに入れ、法制定の運動が遅々としてすまないことを憂慮して、一九五五年以降は県教組獨力で災害補償組織をつくる活動をしている。¹³⁾この長野県教組の活動は、一九五六年に入つて損害保険業者が横やりが入り、結局実現しなかつた。長野県のばあいには、この動きが財團法人長野県学校安全会として実を結んでいる。（学校安全会は見舞金の贈与と安全教育を行い、補償は行わない。この点についてはのちにくわしく述べる。）独占体が、学校災害補償制度を確立しようとする運動に反対したという事実は注目すべきであろう。

しかし、独占体の反対で学業災害補償制度確立をめざす運動がとだえてしまつたわけではない。

一九六一年五月九日に大宮市南中学校で一年生の大谷立^{タツ}君がクラブ活動の柔道で事故を起し、数ヶ月間昏睡状態となり、東大清水外科で手術の結果意識は回復したが以後は床にふせたきりになるという事件があった。当然に日本学校安全会からの医療給付は一ヶ年で打ち切られ、廃疾見舞金としては最高額の一三万円の見

舞金が出た。その後の医療費（大谷君は今日まだ大宮中央病院に入院している）はすべて私費負担になつたので、一家は治療に全財産を投げ出しまつた。これを知った市長・大宮中央病院理事長などが中心となつて大谷君を励ます会がつくられ援助の手がさしのべられている。この事件を契機として学校の災害補償制度の不備に気づいた埼玉県大宮市議会は、六四年十二月二十一日に「義務教育の管理下における児童・生徒の学業災害補償についての意見書」を満場一致採択したのである。大宮市議会の主張の要点は、日本学校安全会の医療給付期間の延長と、学業災害補償法の制定である。同市議会が右の意見書の提案理由のなかで「現行の補償は、その実情においていうならば、教育基本法第三条、第四条の違反であり、国家賠償法の違反であり、ひいては憲法が保證する権利の侵害であつて、憲法違反であるといわざるを得ない」と述べていることは、やや論理が明確でないにしても、注目すべき指摘である。

同市議会は右の主張を文部省などにくり返し陳情するほか、他の市町村議会に対しても同趣旨の議決をするよう呼びかけ、学業災害制定運動をはじめた。その効が奏したためか、一年間の医療給付機関が六五年度から二年間に延長された。これだけでも、重傷など治療を続けている毎年数十名にのぼる被害者が恩恵をうけることになったが、もちろんこれは問題の根本的解決ではない。

六一年十二月九日には、「大宮市議会の呼びかけで『学業災害制定促進全国大会』が開催され、ここで市町村議会を会員とする学業

法制定促進全国協議会が結成された。このときまでに、学業災制定の意見書を採択した市町村議会は一六二にのぼつてゐる。

大宮市議会が持続的にこの運動をすすめている意義は重要であるが、呼びかける範囲が市町村議会に限られているためか、運動は容易に広まらない。また、右の大会での発言にもみられたことであるが、じぶんの管内で重大な事故が起らぬ限りはこの運動に関心をもたない——事故が起つてはじめてことの重要性に気づくという災害問題に共通の傾向がみられる。

私たちは、学業災害制定という子どもの生存権の保障にかかわるような問題は、一市議会の問題から全國民的な問題にしていかなければならぬとおもう。

六

学業災害補償制度が確立していないことは以上にみたとおりであるが、公共職業訓練のばあいにも、同じような事情がある。公共職業訓練というのは、職業訓練大学校、国立身体障害者職業訓練所、各都道府県の設置する公共職業訓練所、雇用促進事業団の設置する総合職業訓練所、などが実施する職業訓練をいい、初級訓練・転職訓練などが含まれる。公共職業訓練の訓練生に労働基準法・労災保険が適用されないことは学校の児童・生徒のばあいと同様である。

公共職業訓練のばあいの訓練生に関する公式な災害統計は公表されていない。かつて、昭和三九年度に発生した同年度中に災害

見舞金が支給されたものに関する統計が公表されたが、それによれば公共職業訓練の訓練生の災害は年間八六八件に達しており、公共職業訓練が拡充されていることからみて、その後は一そう増大しているものとみられている。

公共職業訓練の訓練生のばあいも、学校の児童・生徒と同様に災害補償制度がない。また、日本学校安全会のような共済給付制度もない。あるのは、見舞金支給制度だけであるが、これは共済制度ではないから掛金が徴収されるようなことはない。

公共職業訓練における災害見舞金支給制度は一九五四年にはじまっており、¹⁸六四年、¹⁹六七年に支給額などに変更があつた。²⁰日本学校安全会などとちがい、一般に知られることが少ないので総合職業訓練のばあいの現行の災害見舞金支給要綱による見舞金の要点は下表のとおりである。

改正前（六四年度から六六年度まで）の支給方法は日本学校安全会の行う共済給付の内容に近い。すなわち、療養見舞金＝医療給付、障害見舞金＝廃疾見舞金、死亡見舞金＝死亡見舞金の関係にあり、日本学校安全会の給付には打切見舞金と傷害見舞金に相当するものがない（ただし、日本学校安全会の医療給付は、一九六六年度から期間が二年に延長された）。改正前の障害見舞金と死亡見舞金は、障害の等級、金額とも日本学校安全会の給付と等しかつた。

全国総合職業訓練所職員組合（全総訓）は、六六年七月下旬に全総訓・職業技術教育第一回全国研究集会を開いたが、このなかではなく訓練生の権利擁護の問題としてとりあげられていること

見舞金の種類	現行	改正前
療養見舞金 (療養した場合に支給)	療養に要した経費の額	療養に要した経費の額
障害見舞金 (障害の等級に応じて支給)	1340日分～50日分 最高 696,800円 最低 18,000円	最高 130,000円 最低 5,000円
死亡見舞金 (死亡した場合に支給)	1060日分 最高 551,200円 最低 381,600円	一律 100,000円
打切見舞金 (療養開始後1年を経過して治癒しない場合に支給)	1200日分以下 最高 624,000円	最高 100,000円
傷病見舞金 (療養のために訓練の受けないをき60日支給)	日額360円～520円	なし

実施期日 昭和42年1月1日

は、まことに重要である。

学校教育や公共職業訓練において災害補償制度を確立させ充実させるたたかいは、社会保障制度拡充をめざすたたかいの重要な構成部分ではないのだろうか。

七

教育行政当局者および教師の一部には、日本学校安全会の給付が行われることによって、災害に対する補償がなされているという重大な誤解がゆきわたっている。そしてこれが学業災害補償制度を確立させようという運動の前進をさまたげている。

県独自で補償制度をつくるとする動きがあり、これが損害保険資本の横やりで中止され財団法人学校安全会となつたことは前に述べた。日本学校安全会法制定の過程で、補償制度にしようとする動きがあつたのかどうか、あるいはその動きに反対があつたかどうか、私は確認していない。いずれにせよ、第三十三臨時国②会で成立し五九年十二月に公布された日本学校安全会法は、学校管理下で災害を被つた児童生徒に対して医療費の半額給付と見舞金（死亡と廃棄のばい）の支給を行う制度であつて、補償を行わうものではない。一時期、教員組合などにみられた学業災害補償制度確立の要求は、掛金制による不充分な共済給付にすりかえられてしまつたのである。

このような日本学校安全会法の欺瞞的性格については、（伊ケ嶋咲生氏の話では、法案上程当時、教組関係者のあいだで話題に

なつていたといわれるが）六〇年一月に開かれた第九次教研全国集会での、生産技術教育と保健体育の分科会で学校安全会は国費をもつて行うべきだなどという話題となつていて了。しかし、このような批判活動がどのようなひろがりをもつていていたのかという点について知りうる資料を私はまだみていない。

ともあれ、日本学校安全会発足後に開かれた日教組第五回中央委員会（六〇年七月）の決定事項のなかには「本年発足した日本学校安全会の法制上、運営上の問題の批判活動を強め、父母とともに全額公費負担の運動を開拓するよう努力する」という一項がある。このかんたんな決定事項のなかには、日教組が、日本学校安全会にどのような問題点をよみとっているのかわからないなど理解しかることも多いが、重要な問題提起がふくまれているようにおもわれる。

第一に、この方針では、掛金全額公費負担の方向が示されており、のこと自体が今日重要な意味をもつからである。第二は、この「掛け金全額公費負担」の運動と、すでにのべてきた学業災害補償制度の確立をめざす運動との関係の問題である。

日本学校安全会は、医療費の半額給付を行うのみで補償を行わない。それだけでなく、その基金の半額は父兄の掛け金が当たられている。最近では、この掛け金も、一人当たりの金額が比較的少ない（義務教育の児童生徒は一般の場合年額二九円、要保護家庭に属する者四円）ので、事務手続の煩雑さを避けるためにPTA会費から一括納入しているばかりが多い。そのため、父兄のあいだ

にも「徵集されている」という自覚がうすれ、教師のあいだにも「徵集」しているという自覚がなくなつてゐる。うれうべき傾向である。おそらくこのような風潮が一般化していただためであろうが、六三年度と六六年度に掛金が値上げされた際には、値上げ反対の動きがみられなかつたのである。

健康保険料の値上げ問題が、さきの国会で与野党間の重要な争点となつたことはまだ記憶に新しい。一人当たりにすれば小さな金額かもしれないが、問題の性質は共通しているとみるとべきである。もちろん、掛金値上げは全額公費負担の方向とは逆であるから、六〇年七月の日教組中央委員会の決定は、その後の運動のなかに生かされていかつたとみるべきではないだろうか。

なお、日本学校安全会の掛金値上げが見過されがちなのは、一

人当たりの金額が小さいだけでなく、掛金額が法律でなく政令（日本学校安全会法施行令第五条）および「日本学校安全会定款」第二十四条（文部大臣の認可を要する）で決定（改訂）されるしくみになつてゐるからであろう。最近さらに掛金値上げの動きがあるのでとくに記しておきたい。^[24]

日本学校安全会の掛金を全額公費負担にするという運動は、方向としては学業災害補償制度確立の運動と同じである、とみてよいであろう。しかしこのばかり、すでにくり返しのべてきたりよう、現行の日本学校安全会が行っている給付は医療費半額給付と見舞金にすぎないから、全額公費負担と給付内容の抜本的改善要求とを結びつける必要があるわけである。このような要求が、

日本学校安全会の改革で実現しうるかということになると、大きな疑問が生ずる。日本学校安全会法には、はじめから補償を行うという発想がない（日本学校安全会法第一条参照）だけではなく前述の経過からみると、むしろ補償を行わないことをたてまえとしてこの法律が生れたと考えられるからである。しかし、そうであるにせよ、学業災害補償制度を確立する要求の実現過程で、この制度と日本学校安全会との関係を明らかにすることは必要なことである。前述の大宮市議会関係者などでも、この点に関する研究はおくれているようにおもわれる。（法律問題としては、公共職員のばあいは、たとえ見舞金にしてもはじめから全額設置者負担で実施されているから、補償制度への移行に無理はないようにおもわれる。）

なおまた、五一年の日教組大会の決議および大宮市議会が中心となつてすすめていた要求運動で問題となることは、共通して、学業災害補償制度の対象を義務教育学校に限つていることである。たしかに義務教育下の児童生徒の災害こそ最も問題としなければならないが、この理由をもつて、高校以上の生徒・学生の災害を無視してよいことにはならない。この点についての研究もおくれてゐるといわなければならぬ。

八

今回の事件は、ほかの教科でなく、技術科で起つた。

私たちがこの訴訟の帰すうちに注目してきたのは、授業中の子ど

もの災害という不幸な悲惨な事件の賠償責任を明らかにする過程で、

(1) 子どもの身体の破壊という重大な権利の侵害が、教育の名においておこなわれ、それに対し何らの補償も行われていないという事実

(2) 中学校の技術科は、訴訟にならないのがむしろふしきなくらいに義務教育全教科のなかでも驚くべき劣悪な条件のもとで行われている事実
が明らかにされることが予想されたからである。これら二つの事実は、教育といふことに對する権力者の考え方の貧困さという共通する原因から生れてきたものである。本稿では、従来問題とされることの少なかつた前者に重点をおいて考察を加えてきた。

後者つまり技術科の教育条件の悪さについては、私たち技術科教育に関心をもつ者が機会あるごとに明らかにしてきたことではあるが、この問題は、権力者の側だけでなく、教育学研究者をふくめて多くの教育関係者からも不當に無視されてきた。ここでは他の機会にのべたことの繰り返しを避けて、技術科の授業の生徒数のことについてだけふれておきたい。

実習をともなう技術教育の授業は、小人数学習が原則とされ、常識となつてゐる。わが国では、職業訓練のばあいには、法令によつて「実技の訓練における職業訓練指導員の数は実習場ごとにおおむね一〇人につき一人以上とすること」（職業訓練法施行規

則第五条第三項）とされている。工業高校や高専およびそれ以上の上級の学校のばあいには、法令には別段の定めはないようであるが、実技をともなう実習を十数名単位に指導者（教師・助手）がつくことは明治以来の常識となつて今日に及んでいる。このような常識が、義務教育課程の技術科にだけ通用しないのはなぜなのであらうか。

わが国では、伝統的にかつ依然として一学級あたりの生徒数が多過ぎる。このいわゆる「過大学級」の問題は、ほとんどのばあい、学級編成一般についてのみ問題とされ（このこと自体も重要な点はあるが）、特定の教科の授業についての学級編成についてはほとんどふれられない。

また、教育研究者は教育問題を論究するばあいにしばしば、諸外国の状況を引用するが、諸外国では工作や技術の授業のばあいは小人数で行われている実情がほとんど紹介されていない。たとえば伊ヶ崎暁生氏は、ソ連では一九五七年頃、「一九六〇年頃までに、……外国語授業や工作・実習実験の授業については、二〇以上の生徒数をもつ学級を二つのグループに分けることを制度化すること」の必要性が問題となつていたことを紹介している。ソ連で当時問題となつていたのは「制度化」することであつて、実情はすでに多くの学校で工作や実習は二〇名以下となつていていたことが推測されるが、それについてはふれられていない。

わが国には、イギリスにおいては、「今世紀の始めまでに、手工教育における半級学級（half-class）編成の伝統が確立さ

「（22） れた」というようないことは、どうやら全く紹介されていないらしいのである。

代議士が教育課程改訂問題に関連した質問を行い、技術科の災害に関する文部省の責任を追及した。

技術科が生れでからはまた十年にならないか、その前身の手工业は、他の教科の学級編成の半分の生徒数で行われなければならぬという、二〇世紀のはじめにはすでに確立されたといわれる

正敏氏が詳細な検討を加えており、近く『技術教育』誌（国土社）に発表されるはずであるから、本稿とあわせて一読されることを希望する。

卷之三

- 理由があるのである。うが、教育学研究者の意見を聞いてみたいところである。さしあたっての私の意見では、工作とか技術とかいう手労働をふくむ教科にたいして、今もむかしも変らない蔑視・軽視が存在していることが重要な原因になつてゐるようにおもわれる。そして、あえていえば、この風潮は教職員組合や教育学研究者のなかにさえ行きわたつてゐるようにおもわれる。私たちには、いましばらく、こういう風潮を打破するために、たたかわなくてはならない。

(2) 前掲書参照。

(3) 俵正市・七田基弘・植木浩・吉村澄一『学校事故の法律相談』(一九六二年、学陽書房) 七一ページ。

(4) 授業行為は公権力の行使でないという観点から、学業災害の損害賠償請求は私立学校のはあいと同様に民法で争うべきだという意見もある。

(5) 原正敏・佐々木享『技術教育と災害問題』(一九六六年、国社) 三九八一頁。

（7）佐々木亨　技術科教育の直面している諸問題　「教育評論」一九六七年二月号、六四ページ。
（8）原・佐々木、前掲書、一三一ページ以下。
（9）学校において児童・生徒の被つた災害とそれに対する補償の問題は、それが正規の教育活動のなかで起つたのかどうかと、いう点で争つてゐることがある。ここで、主として、

「あとがき」　有田氏のおこした訴訟にたいする判決は、「授業中の事故は教師の責任」という見出して、「週刊朝日」（六七年九月二十二日号一三三ページ）に紹介された。判決文だけで判断すれば、こういう見出しがつけられるのもやむをえない判決だったのである。

いっぽう、七月二十一日の衆議院文教委員会では、長谷川正三

して議論をすすめる。なお、日本学校安全会で行う災害共済給付のはあいには、それが「学校管理下」に起つたばあいに限られ、「学校管理下」の範囲は法令で定められている。

(10) 児童・生徒にたいする災害補償は、労働基準法や労災保険あるいは国家公務員災害補償法などとちがつて、制度化されていない、という意味である。訴訟という手段にうつたえられるまえに、学校設置者が賠償する例は、きわめてまれにしかない。六六年十二月一七日の『毎日新聞』は、都下西多摩郡秋多町が、理科の実験中に教師の手落ちから火傷を負つた児童へ五十五万円の損害賠償をするという、きわめてまれな事例を報告している。

(11) 戦前、「明治憲法は、國民が、國民の他の一人に対しても同じように、政府に対し対等の資格で訴えることができると、ということを全く予定していな」かった。「政治と國民との関係は、権力の関係ではあつても、ほんと権利の関係にはならなかつた。川島武宣『日本人の法意識』(一九六七年、岩波新書)五〇ページ。同書には、戦前の法令・裁判のもとで、臣民が官吏に対して無権力であった幾多の事例が紹介されている。子どもの学業災害に対して無権利状態であつたことは、このことに深く関連している。有名な「ろくばく事件」などはむしろ例外であつたわけである。

(12) 杉本恒雄・山本修『高校生叢書』(一九六二年、三書房)二三四ページによれば、高知県高等学校生徒会連合会の昭和三十一年一月大会の議題の一つに、「室戸水産実習船に乗船する生徒に災害保障を確保する件」がとりあげられたことが記されている。

(13) 日教組第八回大会の決定事項集によれば、「児童災害補償法の制定について」提案したのは岡山県教員組合であり、提案の趣旨は、「義務教育児童が被教育期間中、負傷し若しくは疾病にかかり又は廃疾となつた場合及び天災地変により損害を蒙つた場合は、國家において補償すべきである。これを法律において制定し、國家において予算化させる。」と説明されている。大会議事録をみるとことができなかつたので、提案の背景、大会での討議の内容を紹介することができない。この提案が「義務教育」に限定していることに問題を感じるが、義務教育にさえ災害補償制度が存しないことを指摘している点は正当である。

(14) 長野県教職員組合編『長野県教組十年史』(一九六〇年)二六六一二七〇ページ。

(15) 「このころ(一九五六年)から、損害保険業者の間において、新たな企業分野として、児童生徒の災害保険に着目するようになり、業者はこの方面的事業へ手をのばすために、そのころすでに事業を開始していた島根県学校児童生徒傷害補償組合を、保険業違反として告発し、大蔵当局もこの見解を支持するにいたつた。――文部省は、同種の計画を持つていた各県の要望によって苦境に立ち、これが打解の道を求めて大蔵省・法務省方面と折衝し、七月一二日に各県の関係課長会議を開催して『人格を財團法人とし、対償義務のない見舞金贈与と安全教育を目的とする事業とすべきこと』を指示した。』長野県教組編、前掲書二六八ページ。

(16) 意見書は「義務教育の管理下における児童生徒の災害給付は国家賠償法と日本学校安全会の対象となるものに規定

されているが、これによつて療養の万全は期せられない」、また「長期療養に対する必要医療給付の期間は一年で打切られ以後すべてが保護者負担となり、そのため数多くのものが給付も受けられず苦境に立つてゐるのが実情である。よつて、学校教育を円滑に安定したものとするためには、今後は現行災害共済給付制度を抜本的に改め、義務教育諸学校の管理下における災害については、その必要経費の保護者負担をなくすよう適切な措置を強く要望する」とのべている。

(17) 『職業訓練』六五年七月号。

原正敏・佐々木亨、前掲書、四四一四八ページ。

(18) 昭和二九年四月一六日、職発第二一〇号『公共職業補導生の災害補償について』

(19) 昭和三九年四月一日、婦発第一三七号・職発第二二八号・訓発第七六号『訓練生に対する災害見舞金の支給について』

(20) 昭和四二年一月二〇日、婦発第二一号・訓発第一三号『訓練生災害見舞金支給要綱の改正について』

(21) 全国総合職業訓練所職員組合『職業技術教育第一回全国研究集会・基調報告及び副報告』(一九六六年)二八一三一ページ。

(22) 日本学校安全会法成立以前に、学校管理下に発生した児童生徒の災害については適切な措置を講すべきであるといふ決議が衆参両院の文教委員会でなされてゐるといわれる。私はまだその内容を確認していない。波谷敬三「日本学校安全会法の概要」『文部時報』六〇年二月号。

(23) 日教組編『日本の教育第九集』一四〇一〇七八ページ。

(24) 『日本教育新聞』(六七年八月二十四日)は、「学校安

全会(西田剛理事長)では四一年度末まで七千万円に達する累積赤字を出し、これを解消するために四三年度から共済掛金を値上げするかどうか検討中である」と伝えている。

(25) 私たちは『技術教育と災害問題』のなかで、技術科教育の劣悪な条件の改善やこの教科で頻発する災害を防止するために、國・教委、教職員組合、教育学者がそれぞれ積極的な役割を果しうることをのべ、それを期待することを強調した(一九九一二一三ページ)。田沼肇氏は、私たちの書物についての好意ある書評のなか(『読書の友』六七年八月二八日)で、「教職員組合にたいする批判が、やや説教調でくりかえされすぎていて」と指摘された。説教調になつたことは私たちの力量不足によるものではあるが、私たちが教職員組合や多くの教育学研究者に事態の改善のために手をさしのべることを期待して重ねて強調しておきたい。

(26) 伊ヶ崎曉生「過大学級の現状と問題」(『国民教育研究所論稿1』一九五八年)八一九ページ。なお、伊ヶ崎曉生「よりよい学級規模のために——適正学級規模の理論的実証的検討」『国民教育研究』No.14(一九六三年三月)参照。

(27) ソ連の教育の見聞記でも、授業時の生徒数についてふれたものは少ないようである。梅根悟『ソヴェート教育紀行』(紀伊国屋書店、一九六三年)では、職業技術学校の一学級が二二名ないし一五名で編成されていることが紹介されている(五七ページ)。

(28) Blackbird, "A History of Handicraft Teaching", 1961, P. 64 (原正敏氏の訳による)